

## 第 1 回権利擁護専門部会報告

【日時】平成 30 年 7 月 6 日（金）午後 6 時 30 分～8 時 【場所】文京区民センター3 階 D 会議室

### 【前年度の報告、課題、今年度について】

- 障害者の権利擁護について、一昨年より障害者の意思決定支援について掘り下げて議論してきた。また、成年後見制度についても、議論しようとなっていた。
- 昨年度は、リアン文京で重度障害者が都議選や国政選挙の投票を行う際の意思決定支援を行ったので、それについて学び、議論した。
- 30 年度は、成年後見制度について中心に議論する予定。29 年度までは深い議論をしていないので、30 年度 5 月に委員有志で学習会を行った。本日はそのご報告をいただく。

### 【成年後見制度学習会について】

- 講義を行った箱石委員より 5 月 10 日に実施した学習会の概要を説明。成年後見制度は現状、必要な方に十分利用されておらず、利用状況にも偏りがあるといわれている。
- 利用者がメリットを実感できる制度・運用への改善、②権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築のための枠組みを定めたもの。この基本計画に基づいて、市区町村では、地域の特性を生かした計画作りを行うことになっている。
- 参加者の皆さんから、特に親の会の皆さんから、自分の障害がある子供が成年後見制度を使えるか、どうしたらいいかということで、成年後見制度の具体的な現状についての質問が多かった。回答としては、費用については、障害者の場合は期間が長くなるので、かかる費用も高くなる。親族が後見人になる場合は、後見監督人がつく場合が多い。文京区でも成年後見制度報酬助成があるが、生活保護レベルの方が利用できるが、助成が限定的、資力要件が厳しい。文京区では、それほど利用者がいない。
- 身上保護が苦手な法律専門職もいるが、後見人としては、身上監護と財産管理をすることが決まっているので、身上保護も行っていただく必要がある。親族後見人が身上保護をやって、財産管理は専門職が行うという、それぞれの得意分野で役割分担することもいいと思う。
- 高齢者と知的・精神障害者との違いについては、区長申し立ては、高齢者に偏っている。知的、精神の区長申立は、実際にあまり行われていないようである。
- 司法書士においても、身上監護ができていない人がいることが問題になっている。これについてどう考えているかとリーガルサポートでは、司法書士は、身上監護と財産管理の両方（全体）ができるプロであるとのこと。でも、実際は、身上保護が苦手な人もいるので、身上監護と財産管理のそれぞれ得意な分野で得意な専門職ができるほうがいいと思う。
- 第三者が後見人になるメリットは、多くの方が関わることに意義がある。施設等に入った際、親族は施設に対して苦情をいいにくい場合がある。ただ、第三者の後見人なら、施設や病院の苦情を言いやすい。
- 自分が元気でなくなったときの不安が親御さんは大きいということがわかった。自分が亡くなったとき、財産が子供にそして、それが国庫になるのはと思うとせつなく残したのに無駄ではという話もでた。それについては信託をすすめた。
- 働いている障害者の家族にも参加してほしい。社会との接点もあり、一人暮らしをしているなどでの困りごと、より多くのサポートを受けているなど、また別の意見も聞ける機会になってよかったのではと思うが。

- 文京区の報酬助成にも課題があると思われる。生活保護のほうが障害者年金より手厚い場合がある。生活保護だと報酬助成を受けられるのに、年金20万あるけど施設費がかかって金銭面の余力ない人は、資力的には生活保護と同じだが、報酬助成がすぐに大丈夫という返事は聞けていない。区によって制度が違うので、他区の制度も参考にしたほうが良い。
- 障害の人の身上保護について、どのように制度を利用し、障害のある人に寄り添うか、今後は障害のある人の身上保護について、きちんと明確に示してほしいと障害をもつ親として思った。親が亡くなって財産が子供に引き継がれ、また、子供がなくなったときに、余った財産が国庫に行くのではなく、成年後見申し立てでお金のない人に流れるような制度作りを考えたいほうが良いのではないかと考えた。そのような仕組みづくりを考えることも大切なのではないかと。
- 親から観た子供のための後見制度ということで、若い障害のある子供のためにと考えると、費用がかかる。現時点ではぜひ使ってほしいという制度である。複数の専門家（社会福祉士、司法書士、弁護士）がそれぞれのタイミングと能力を活かして一緒に連携してやっていくのが大事ではと思う。文京区として、中核機関をしていくにあたって、複数の専門職とどのようにかかわって、個々のケースを区はどのようにかかわるのか議論が必要なのではないかと。
- 成年後見の利用だけでなく、何のために成年後見を活用するのか、それを考えることが本当に大事なのではないかと。それが、身上保護につながる。
- 実際に成年後見制度を利用している本人に聞いてみたい。
- 高齢者の方たちの話はいろいろ聞いていますが、障害者の方にもいろいろと必要なのかと話をきいてわかった。結構な額を払い続けなくてはいけなくて、払えるか心配している高齢者の声を聞いたことがある。
- 私が関わっている中で自分が感じているところでは、利用者が高齢になっていて、後見を利用するかどうか差し迫っている世代は、自分の障害ある子供について、家族が対応しないといけないと感じている人が多い。権利擁護の視点からすると、本当は、成年後見制度を利用したほうが良いのではと思う障害者がいると思う。
- 知的障害の方でいうと、区長申し立ては、年間1件あるかないかというところである。私たちは、区長申立については慎重に行っている。専門職が後見人になると、月2～3万の報酬をその利用者が亡くなるまで払わないといけない。それに見合う必要があるのか検討がかなり必要である。区として、総合的に考えて判断しているので、区側が慎重な判断になっているところで、申立件数が伸びていないというところに現れている。
- 後見人が選任されても、それはあくまでも手段であって、実際はチームとして、地域などで支援できることが重要ではないかと思う。
- 学習会に参加して、お子さんが障害をお持ちの親御さんは、身上監護を非常に気にしている。実際に身上監護をどのように後見人が気にされているのかわからない方が多いので、事例等で勉強できたらいいのではないかと。

#### 【次回会議について】

- 次回会議は9月頃の予定

以上